

## 第73回「社会を明るくする運動」諏訪市推進委員会を開催します

- ・法務省主唱の下、毎年7月を強調月間として、全国的に「社会を明るくする運動」が実施されます。本運動実施に伴い、標記推進委員会を開催します。
- ・推進委員会終了後、「広報車による市内啓発」の出発式を行います。

犯罪や非行のない地域社会を築くための取り組みを実施するため、「社会を明るくする運動諏訪市推進委員会」を組織し、本年度の計画案についての審議を行います。

### 記

- 日 時 令和5年6月23日(金) 午後1時30分から  
※出発式は 午後2時30分～(予定)
- 会 場 諏訪市役所 5階 大会議室
- 審議事項 令和5年度 社明運動推進計画(案)について
- 参集範囲 諏訪市、諏訪地区保護司会諏訪分区、諏訪市更生保護女性会  
※一般の方の参加はご遠慮ください。

※ 活動の一部は「青少年の非行・被害防止全国強調月間における街頭啓発」と一緒に行います。



〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30  
長野県 諏訪市 健康福祉部  
社会福祉課 社会係  
(担当) 飯田 洋一  
電 話 0266-52-4141 (内線231)  
FAX 0266-53-6073  
メール shafuku@city.suwa.lg.jp

## 社会を明るくする運動諏訪市推進委員会について

### 1 組織概要

#### ○目標

- ・ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進める。
- ・ 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える。

#### ○組織

- ・ 法務省が主唱し、長野県では、各市町村単位で運動趣旨に賛同した機関・団体で推進委員会を構成し設置する。

諏訪市の場合・・・諏訪市・諏訪地区保護司会諏訪分区・諏訪市更生保護女性会

#### ○当市における活動

- ・ 上諏訪駅前及び市内中学校前にてあいさつ運動を実施し、啓発する。
- ・ 広報車による市内啓発を実施する。（令和4年度から実施）
- ・ 社会を明るくする運動の「懸垂幕」を市役所に設置、「横断幕」をアーク諏訪に設置する。（令和5年度から実施）
- ・ 社会を明るくする運動の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、「犯罪・非行のない地域づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたこと」などを題材にして、市内小中学校より作文を募集し、優秀な作品は市で表彰式を開催し表彰する。
- ・ 公開ケース研究会として、少年の非行などをテーマに講演会等を開催する。対象は当推進委員会構成団体及び市内小中学校教諭・保護者・地域ボランティア（民生委員・愛護委員など）を予定している。
- ・ 保護司と市内中学校が学校ごと懇談会を開催し、各学校での課題等の相談の場とする。

### 2 会議概要

#### ○出席者

- ・ 諏訪市長
- ・ 諏訪地区保護司会諏訪分区
- ・ 諏訪市更生保護女性会
- ・ 諏訪市社会福祉課社会係（事務局）

#### ○審議内容

- ・ 社会を明るくする運動諏訪市推進委員会の事業計画(案)について